豊川市水道事業発注工事
－工事写真作成基準－

令和7 ~~6~~年4 ~~6~~月　改定

豊川市上下水道部　水道整備課

2 着手前完了 写真

（1） 本配管工事、工事の各着手前、完了で構成する。
（2） 仮設配管工事の着手前完了の写真は仮設配管工事写真に含める。
（3） ポール、工事黒板で撮影箇所の測点を明示し撮影する。
（4） 位置の確認を容易にするためできるだけ付近の構造物等の背景を入れ、同一方向に一定して撮ること。
（5） 本線の起点、測点（延長 50m）毎、終点で整理する。ただし、支線については、本線から分岐する起点のみとする。
（6） 路線毎に起点から順に、着手前と完了の２枚で１測点として整理する。支線は本線の後に順次整理する。
（7） 撮影方向は原則として、起点から終点に向かって行なうが、終点については、終点から起点に向けて行なう。下記の撮影方向を参考とする。

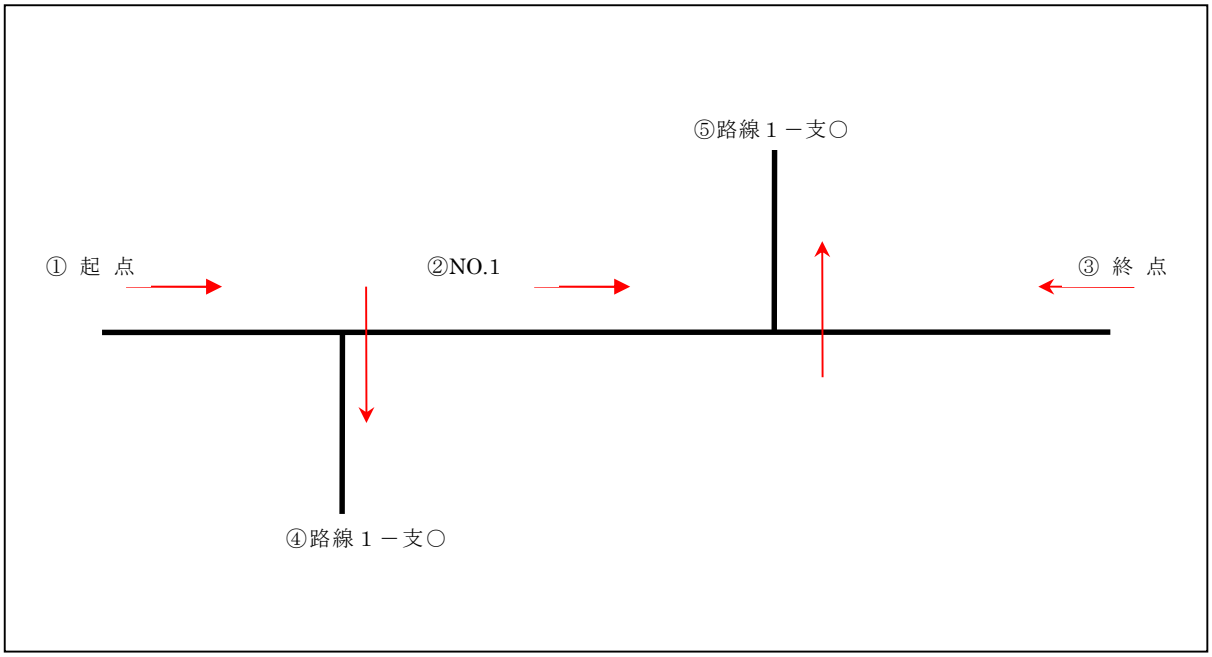

3 使用材料 写真

（1） 使用材料の検収状況、材料の保管状況等を撮影する。
（2） 材料検収写真の撮影は以下のとおり注意する。
ア．納品された材料の全体が確認できる遠景の写真。
イ．各種材料毎に、代表１個は、形状や検査証印等が確認できる近景の写真。
ウ．口径 75mm以上の仕切弁は、開閉方向（左締め）が確認できる近景の写真。
エ．鋳鉄管は１種管であることが確認できるよう白のマーキング線を管頂部の縦断方向全体に行う。また、検査証印等が判別し易い様に白のチョーク等を利用する。
オ．保管状況が確認できる遠景の写真。

4 品質管理 写真

（1） 施工管理のために行った試験又は測定状況及び測定値を撮影すること。
（2） 品質管理図書に添付する。

5 施工状況 写真

（1） 施工状況写真は以下のとおりとする。

ア．水道工事及び土木工事標準仕様書、各種施工要領書、設計書に基づいた施工方法（施工手順、使用機種等）を証明する施工中又は施工後の状況写真。

イ．水道事業における維持管理上必要な竣工図面の証明となる項目（埋設位置の測定、配管状況等、構造物との離隔等）を撮影した状況写真。

ウ．工事に伴い撤去する既設構造物等の寸法を証明する写真。

（2） 一連の作業となるものについては、同一箇所・同一方向から撮影し、作業工程の確認が容易にできるよう工事の段階に合わせて一連で整理する。

（3） 黒板における内容説明欄には、作業内容や使用機械名、図や実測寸法等を白字で記入する。

（4） 全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事の段階に合わせて撮影する。

6 出来形管理 写真

（1） 出来形管理写真は必ず、設計値と実測値の対比ができるよう黒板の内容説明欄に設計値を白字、実測値を赤字で記入する。

（2） 黒板には、撮影目的に合わせた説明図等（断面図）も記入する。説明図が判りにくい場合は、写真台紙の右側空欄を利用して補足を行なう。

（3） 写真の撮影は、工事完了後に測定不可能な部分についての撮影を行なう。工事完了後に実測可能なものについては省略する。

7 安全管理 写真

（1） 完成後に目視できなくなる安全管理状況を撮影すること。具体的には各種標識類（工事予告看板、工事看板等）、保安設備、交通誘導等の状況。

（2） 緊急時の連絡表、作業主任者一覧表、労災関係成立表、建設業の許可証、建退共制度適用事業主工事現場表示、施工体系図、建設リサイクル法通知済ステッカー、大気汚染防止法による調査結果、下請負通知の設置状況、避難経路図、週休 2 日モデル工事である旨の看板状況。遠景および記載内容がわかる近景も撮影する。

（3） 安全訓練、安全巡視・TBM･KY・新規入場者教育の実施状況。

8 その他管理 写真

（1） 施工前に行う関連機関との立会い状況を撮影。黒板に立会い内容および日付を記入。

（2） 用地境界の測量は、施工中において一旦撤去する境界杭のオフセットを撮影。

（3） 残土や産業廃棄物の処理状況は、現場又は仮置き場での積み込み状況から捨て場での処理状況までを 1 連の作業として撮影整理する。撮影では、処理施設名を確認できる入り口付近での搬入状況および積み下ろし状況、同一のダンプであることを証明する車両ナンバーを入れること。

（4） クレーン機能付きバックホウを使用した場合は撮影。

（5） 自社にて仕切弁操作を行った場合は、仕切弁操作の状況写真を撮影。

（6） 自主的に行った現場周辺の美化活動等の地域貢献の状況写真を撮影。

（7） 社内検査の実施状況を撮影。